

大阪市公告第 1 号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 7 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 担当部局

(1) 入札執行担当課（入札・契約締結に関する照会先）

大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ

〒541-0053 大阪市中央区本町 1 丁目 4 番 5 号 大阪産業創造館 9 階

電話 06-6484-7356

(2) 事業担当課（売払物品に関する照会先）

大阪市会事務局総務担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所 8 階

電話 06-6208-8674

2 入札に付すべき事項

売 払 物 品	数 量
金地金（板状）	689.43 g

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 令和 4・5・6 年度「物品売払入札参加承認証」（以下「承認証」という。）の交付を受けていること

なお、令和 4・5・6 年度「承認証」の交付を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループに本市物品売払入札参加申請（以下「参加申請」という。）を行うこと

ただし、令和 7 年 1 月 22 日までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

＊令和４・５・６年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム

(<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→「不用品売払入札等のご案内→物品売払入札参加申請書「令和４・５・６年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、履歴（現在）事項全部証明書写し（発行後３か月以内のもの）

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては、市区町村長発行の印鑑登録証明書（発行後３か月以内のもの、写しは不可）

(2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書（本市様式）を提出できること

(3) 法人にあっては、履歴（現在）事項全部証明書、個人にあっては、市区町村長発行の印鑑登録証明書（発行後３か月以内のもの、写しでも可能）を提出できること

(4) 役員一覧（本市様式）（個人の場合も提出すること）を提出できること

(5) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること

(6) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(7) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

４ 公告文等の交付場所等

(1) 公告文等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子調達システム (<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・
ご案内→「不用品売払入札等のご案内」上及び担当部局（１（１）に同じ。）

(2) 公告文等の交付方法

公告の日から令和７年１月２２日まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。

(3) 入札参加申請等の受付期間

公告の日から令和７年１月２２日午後５時まで（ただし、本市の休日を除く。）

(4) 入札参加申請等の受付場所 １（１）に同じ。

5 入札参加資格の審査等

４（３）の受付時において入札参加資格を審査し、入札参加資格を認めた申請者には物品買受申込書（以下「入札書」という。）を交付する。

資格審査は、令和４・５・６年度「承認証」の確認及び提出書類を提出することによるので、「承認証」を持参すること（写しは不可）

6 入札執行の日時等

(1) 入札書受付期間 令和７年２月１９日 午前１１時から午前１１時３０分まで

(2) 開札予定日時 令和７年２月１９日 午前１１時３０分

(3) 開札場所 大阪府中央区本町１丁目４番５号 大阪産業創造館11階

大阪市契約管財局契約部入札室

7 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

(2) 入札書交付時から開札時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者

(3) 入札書交付時から開札時までの間において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

8 入札方法等

- (1) 入札書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。入札書の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること
- (2) 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること

9 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要 落札者は契約金額の100分の10以上を納付すること
落札者は本市が交付する納付書を用い、入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること
契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

10 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

11 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (3) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
- (4) 無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

12 売買代金納付期限 令和7年3月7日

13 引取期限 令和7年3月14日

14 その他

(1) 9 (2) 契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第 32

条第 3 項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱

に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置

要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(契約管財局契約部契約課)